令和6年度日本学生支援機構奨学生(給付型)【在学採用(二次採用)】の募集について(通知) (高等教育の修学支援新制度による)

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、希望者は【10月4日(金)まで】に必要書類を学生課学生・図書係に提出してください。(提出後もいくつか手続きがあります。)※スカラネット入力後、マイナンバーの提出(郵送)が必要です。

※選考結果が早めに出るように、可能な限り速やかな提出をお勧めします。

記

1. 申込資格

令和6年度本科4・5年生及び専攻科 I・2年生 (本科4・5年及び専攻科 I・2年次に、休学理由以外で留年したことのある学生は除く。)

≪学力基準≫

【本科4年生】

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- (2)(1)に該当しない場合、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること(※)

【本科5年生及び専攻科 |・2年生】

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります。

- (I) GPA (平均成績) 等が在学する学科における上位 I/2の範囲に属すること
- (2)(I)に該当しない場合、修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること(※)
- (※) 学修意欲の確認は、レポートの提出等により行う予定です。

《家計基準(収入基準·資産基準)》

下記の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

●収入基準(区分により、奨学金の金額が異なります。)

【第 I 区分】学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が Ⅰ00円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 5 | , 300円以上 | 54, 500円未満であること※多子世帯対象

●資産基準

学生本人と生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

2. その他

- ①過去の募集で家計基準対象外であった学生について、今回の二次採用では課税状況を確認する年度が異なるため、結果が変わる可能性があります。希望する場合は、新規で申請してください。
- ②日本学生支援機構貸与型奨学金との併用は可能ですが、貸与金額が制限される場合があります。
- ③他の地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度が、本奨学金との併用を認めていない場合がありますので、申請する際は必ず確認してください。
- ④家計急変採用での申込みを希望する場合には、その旨申し出てください。
- ⑤日本学生支援機構のHPもご確認ください(シミュレーションもできます)。
- ⑥その他詳細については、学生·図書係(TEL 0897-37-7814)までお問い合わせください。